

**スキー場等 PR パンフレットデータ制作業務
公募型プロポーザル提案説明書**

1 実施主体

札幌市国際観光誘致事業実行委員会

2 業務名称

スキー場等 PR パンフレットデータ制作業務

3 業務の目的

札幌市内のスキー場等を PR するパンフレットを多言語で制作し、スキーやウィンターアクティビティを目的としたアジア圏、欧米圏からの観光客の誘致へとつなげる。

4 主な用途

旅行博やイベントにおける配布、旅行会社への配布、観光案内所における配架等、国内・外問わず、札幌への観光を PR する様々な場面で利用する。

5 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から平成 30 年 2 月 23 日とする。

6 予算規模

本業務の上限は 2,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

7 業務内容

(1) パンフレットデータ制作

ア パンフレットの企画、執筆、翻訳、編集、レイアウトデザイン等、パンフレットデータ制作に係る業務一式を行う。制作物の内容については、受託者において各施設や所管企業等へ直接連絡を取るなどにより、最新情報を確認すること。使用する写真データは、さっぽろ観光写真ライブラリーに掲載される写真の他、受託者において用意をすること。

イ パンフレットに掲載する必須事項

- ・札幌市内スキー場*の情報

※ 札幌国際スキー場、サッポロテイネスキー場、さっぽろばんけいスキー場、札幌藻岩山スキー場、滝野スノーワールド、フッズスノーエリア

- ・上記以外の札幌市内ウィンターアクティビティ施設（クロスカントリーコース、

カーリング場、スノーモービル等)

- ・札幌市の広域地図に各施設の場所をプロットしたもの
- ・札幌市へのアクセス（空路、鉄道を利用した新千歳空港及び札幌駅へのアクセスのうち主要なもの）
- ・冬の札幌市内観光情報
- ・北海道内主要スキー場の情報

ウ パンフレット仕様

A4 縦、カラー、16 頁、マットコート 90kg、中綴

エ 言語

英語、簡体字、繁体字、韓国語、タイ語

(2) HP 掲載用データの制作

上記(1)により完成した版下データを元に、公式観光 HP「ようこそさっぽろ」掲載用の PDF データを制作する。なお、ダウンロード後の不要な二次利用を避けるため、イラストレーター等に再変換できないよう、パスワードを設定すること。

(3) 印刷時の補助

委託者にて別途行うガイドブックの印刷時には、印刷仕様詳細の調整や色校正の確認等、委託者と連携の上で業務補助を行う。

8 成果物

下記ア、イを DVD 等のメディアにて納品すること。

(1) 版下データ (Adobe Illustrator 形式)

ア アウトライン化された印刷用データ

イ アウトライン化されていない再編集用データ

(2) HP 掲載用データ (PDF 形式)

(3) データ制作のために、新規に撮影した写真及び購入した写真データ

※ (1)及び(2)は今後もデータを更新して使用することを想定している。(3)について、新規に撮影した写真の著作権、購入した写真の使用権は委託者に帰属するものとする。ただしパンフレット作成の範囲に限り使用するものとして各施設等から譲渡されたものについてはこの限りではない。なお、下記「18 企画提案及び成果物等の著作権」をよく確認すること。

9 企画提案を求める事項

(1) パンフレットの内容及びデザイン

ア 札幌市内で気軽にスキーやウィンターアクティビティが楽しめることを訴求できる内容とすること。

イ 各ページのデザインを提示すること。各施設の詳細な情報を除き、各ページのタイトルや説明文等の文字、文章、画像などを全て挿入すること。ただし、受託後に撮影又は購入する予定の画像についてはサンプルの画像を代替使用しても良い。

ウ 企画提案時の文字及び文章は日本語で作成すること。提案時においては、各言語への翻訳を必須としない。ただし言語ごとにデザインを変える場合はその内容を提案時に示すこと。

(2) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 業務スケジュールを示すこと。

(3) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

10 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

(1) 本公募型プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)

イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前 2 期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（その 3 の 3）（写し可） ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの

11 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	平成29年12月14日（木）
イ 参加申込書の提出期限	平成29年12月27日（水）17時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	平成30年1月10日（水）17時00分必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	平成30年1月16日（火）
オ 提案事業者への選定結果の通知	平成30年1月下旬
カ 契約締結	平成30年1月下旬

(2) 提出書類

各種書類は、実行委員会事務局（札幌市観光・MICE 推進部）へ郵送又は持参により提出すること。

ア 参加申込書（様式 1）	1 部
イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4 縦、両面使用、30 頁以内）	
・表紙に提案者の団体名称を記載したもの	3 部
・提案者の団体名称が記載されていないもの	12 部
・パンフレット原寸大のサンプル（紙質や綴じ方は不問とする）	12 部
ウ 上記イの PDF データ（CD 又は DVD）	1 部

(3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出された書類については返却しない。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式

2)に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信すること。

ア 質問受付期限

平成 29 年 12 月 25 日（月）12 時 00 分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【業務名】質問書」とする。

12 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が企画提案者に対するヒアリングを行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
デザイン・内容等 (9-1) 関係)	必要な情報を適切に備えているか。	10
	明確で、分かりやすい内容であるか。	20
	目を惹き、印象に残るデザイン・構成であるか。	25
	札幌でスキーやウィンターアクティビティを行うことを惹起させる内容であるか。	25
体制・計画の適否 (9-2) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	10
経費の妥当性 (9-3) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	10

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体 3 名までとする。

イ ヒアリングは、1 企画提案あたり、20 分（企画提案書に基づくプレゼンテーション 10 分、質疑応答 10 分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局による一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

13 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

14 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

15 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本実施要領及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

16 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

17 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

18 企画提案及び成果物の著作権

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は実行委員会に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、実行委員会に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

19 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

20 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局

(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課) 吉村、吉岡

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp